

平成 27 年 9 月 30 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

全庁的な不祥事再発防止に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

二度と納税課職員の如く不正かつ悪質な行為を起こさぬ様、再発防止する為に必要な対応等

2 質問の要旨

納税課小原芳則による懲戒対象行為を受けて、本処分に係る内容は、全庁的にはどのような形で知らしめられているのか。何か通知をしたのであれば、一字一句具体的に示せ。

懲戒対象となった行為は、史上初ということであるが、まさに史上初だからこそ、再発防止の為に全職員に個別具体的に知らせる必要があると考えるが如何か、その理由は。

氏名や所属課、処分対象行為、処分内容を示すべきだと考えるが、国家公務員の場合は、どのようにして公開されているか、具体的に調べて答弁せよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 2 日まで) ・ 無

(理由：過日、不誠実な答弁を職員課は作成したと推察される。よって本答弁については、誠実に速やかに答弁を求める。尚、本件については、緊急質問を行う。)